

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	龍ヶ崎市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	介護保険に関する事務	
②事務の概要	市民である方に、介護保険法に基づき、介護保険の被保険者資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護認定並びに保険給付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①第1号、第2号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課、決定及び変更並びに納入にかかる通知、特別徴収に関する通知 ④保険料の負担限度額認定や各種減免認定の減免、徴収猶予等の申請及び通知 ⑤保険料滞納者に対する給付制限に関する申請及び通知 ⑥要支援、要介護認定等の申請、認定結果等の通知 ⑦個人情報作成依頼、居宅サービス作成依頼届出、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給、福祉用具例外給付申請、居宅サービス費償還払申請、高額介護サービス費申請・支給、高額医療合算介護サービス費支給、ケアプラン自己作成管理、第三者行為求償、負担限度額認定、特養旧措置者負担減額、社会福祉法人利用者減免、訪問介護低所得者負担減額、利用料災害減免 ⑧保険者事務共同処理業務 ※当市では「⑧保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、伝送通信ソフト、中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
介護保険ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の100の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康スポーツ部 介護保険課	
②所属長の役職名	介護保険課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	健康スポーツ部 介護保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康スポーツ部 介護保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		接続しない(入手) 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバーを利用した情報連携を行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認している。 ・住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚に保管し、保存期間経過後は廃棄を行う。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

アクセス制限を行い、不正なログイン等がないように運用されている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要の⑦	個人情報作成依頼、居宅サービス作成依頼届出、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給、福祉用具例外給付申請、居宅サービス費償還払申請、高額介護サービス費申請・支給、高額医療合算介護サービス費支給、ケアプラン自己作成管理、第三者行為求償、負担限度額認定、特養旧措置者負担減額、社会福祉法人利用者減免、訪問介護低所得者負担減額、利用料災害減免、給付費通知	個人情報作成依頼、居宅サービス作成依頼届出、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給、福祉用具例外給付申請、居宅サービス費償還払申請、高額介護サービス費申請・支給、高額医療合算介護サービス費支給、ケアプラン自己作成管理、第三者行為求償、負担限度額認定、特養旧措置者負担減額、社会福祉法人利用者減免、訪問介護低所得者負担減額、利用料災害減免	事後	業務廃止
令和6年11月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 :個人番号が利用することができる事務のうち、介護保険に関する事務(保険給付の支給、保険料の徴収等)が「市町村長」の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	番号法第9条第1項別表の100の項	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。), 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(95) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」の記載で、法令において介護保険法が規定されている項(2, 3, 5, 43, 81, 109, 119) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による医療に関する給付の支給に	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点の変更
令和6年11月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月19日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		記載	事後	様式変更による記載
令和6年11月19日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		記載	事後	様式変更による記載